平成２２年（フ）第５５０号
青森県むつ市新町17番５号、開始決定時の住所青森県むつ市金曲２丁目３番23号
破産者　小関　祥子
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
盛岡市下太田榊40番地３　コーポ舘功Ｉ号室、住民票上の住所盛岡市月が丘２丁目15番１―604号
破産者　鎌田　宏仁
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２６９号
群馬県高崎市本町111番地　カーサ飯島301号、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市飯塚町744番地
破産者　金谷　　治
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１５２号
岐阜県不破郡垂井町表佐1828番地
破産者　藤墳　照夫
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
兵庫県洲本市宇原1759番地、前住所大津市八屋戸2020番地の12
破産者　熊野　栄二
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２３号
滋賀県大津市平津１丁目13番12号
破産者　甲斐左官工業こと　甲斐　鉄夫
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７４号
大津市南志賀１丁目７番27号丸一荘302
破産者　上野　菊次
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８４号
大津市和邇春日２丁目868番地11
破産者　堤　　善信
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９号
大津市一里山３丁目12番33号　コーポラス間宮Ⅱ314
破産者　奥田　厚子
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４号
大津市雄琴２丁目15番35号
破産者　大山　見治
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８１５号
京都市山科区上花山講田町43番地１　ヌーベル上花山202、開始決定時の住所京都市南区久世大薮町557番地　ライオンズマンション向日町203
破産者　大村　　豪
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８６号
京都府城陽市寺田島垣内73番地
破産者　岩見　建志
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号
京都市山科区勧修寺平田町95―207、住民票上の住所京都市伏見区醍醐上ノ山町18番地の96
破産者　西村　佳苗
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９９号
京都市北区大宮北山ノ前町４ＭＫ西賀茂寮、住民票上の住所奈良県天理市杉本町260番地８
破産者　熊代　　純
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２２６号
長崎県長崎市深堀町１丁目161番地27　県営住宅深堀団地Ａ３棟302号
破産者　築地　光治
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
宮崎市大字芳士1029番地３、前住所京都府京田辺市東西神屋160番地５　中山方
破産者　外山　真美
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７号
宮崎市城ケ崎２丁目５番地２　小村ハイツ202号
破産者　中村伊三郎
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５０号
大阪府大阪市住吉区大領５丁目６番12号　レオパレス長居公園110号、破産開始決定時の住所宮崎県小林市北西方347番地　出水千鶴子方
破産者　出水　慎一
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部